



障がい福祉サービスとは、障害者総合支援法が定めるいろいろなサービスのことです。大きく分けて、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活や仕事に関する技術を身につける「訓練等給付」があります。



主な種類と内容について

介護給付

➤ 居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。



➤ 重度訪問介護

重い障がいのため常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事などの介護や、外出時の移動のお手伝いを総合的に行います。



➤ 同行援護

視覚障がいにより移動が難しい方に、買い物や通院などを支援します。



➤ 短期入所

家族が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で介護などを行います。

➤ 生活介護

施設等で入浴、排せつ、食事や、創作活動などの援助を行います。



➤ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日の支援を提供します。



訓練等給付

➤ 就労移行支援

一般企業への就職を希望する方に、必要な訓練を行います。



➤ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などで働くことが難しい方に、働く機会を提供し、必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。



➤ 自立生活援助

一人暮らしを希望している方に、必要な助言などを行います。



➤ 共同生活援助（グループホーム）

2～10人で生活する住居を提供し、日常生活に必要な支援を行います。



➤ 上記のサービスは、組み合わせて利用することができます。例えば、常に介護が必要な方は「生活介護」と、住まいの場として「施設入所支援」を組み合わせることができます。



障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活をおくるために、様々なサービスが提供されています。必要なサービスを利用することで、日常生活や社会生活における困りごとを解決したり、負担を少なくすることができるかもしれません。利用にあたってのご相談は、市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970 までお問い合わせください。

